

## 議事日程第1号

### 令和7年 第3回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時  
令和7年9月3日(水)  
午前10時開議  
開会の場所  
錦江町役場本庁議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告  
1) 事務報告  
2) 令和6年度健全化判断比率・資金不足比率の報告  
3) 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告  
4) 監査の結果報告
- 日程第4 行政報告  
1) 町長行政一般の事務報告
- 日程第5 議案第51号 令和7年度錦江町一般会計補正予算(第4号)について  
(町長提出)
- 日程第6 議案第52号 令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について  
(同上)
- 日程第7 議案第53号 令和7年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について  
(同上)
- 日程第8 議案第54号 令和7年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)について  
(同上)
- 日程第9 議案第55号 令和7年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第1号)について  
(同上)
- 日程第10 議案第56号 令和7年度錦江町水道事業特別会計補正予算(第2号)について  
(同上)
- 日程第11 議案第57号 令和7年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について  
(同上)

- 日程第12 議案第58号 錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
( 町 長 提 出 )
- 日程第13 議案第59号 錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
( 同 上 )
- 日程第14 議案第60号 錦江町地域活性化拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
( 同 上 )
- 日程第15 議案第61号 錦江町地域福祉ふれあい広場条例の一部を改正する条例について  
( 同 上 )
- 日程第16 認定第 1号 令和6年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について  
( 同 上 )
- 日程第17 認定第 2号 令和6年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
( 同 上 )
- 日程第18 認定第 3号 令和6年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
( 同 上 )
- 日程第19 認定第 4号 令和6年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について  
( 同 上 )
- 日程第20 認定第 5号 令和6年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について  
( 同 上 )
- 日程第21 認定第 6号 令和6年度錦江町水道事業特別会計決算の認定について  
( 同 上 )
- 日程第22 認定第 7号 令和6年度錦江町農業集落排水事業特別会計決算の認定について  
( 同 上 )

(日程第16 認定第1号から日程第22 認定第7号まで一括上程、  
提案理由の説明、総括質疑のあと決算審査特別委員会を設置のうえ付託)

散 会

令和7年 第3回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和7年9月3日  
 召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	木下巧大	
	2番	城下香代子	
	3番	宿利原洋一	
	5番	久保勇太	
	6番	落司道子	
	7番	染川金治	
	8番	小吉昭弘	
	9番	水口孝俊	
	10番	池田行徳	
	11番	浪瀬亮祐	
欠席議員			

職務のため出席した者	
議会事務局長	菖蒲洋二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町長	新田敏郎		
副町長	有村智明		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	住民生活課長	川路昭典
未来づくり課長	上吹越寿次	観光交流課長	池水国博
政策企画課長	高崎満広	産業建設課長	猪鹿倉勝志
介護福祉課長	笹貫新一郎	教育課長	白井寿子
健康保険課長	宮園守	農業委員会事務局長	坂口美智代
住民税務課長	濱田竜大	総務課財政管係長	今村学
会計課長	藤崎みずえ	総務課総務主査	小川弘晃
建設課長	船迫修一		
産業振興課長	木下勝幸		

## 令和7年 第3回 錦江町議会定例会会議録

令和7年9月3日（水）午前10時00分  
錦江町議会議場

	<b>(開会・開議)</b>
○浪瀬議長	おはようございます。ただいまから令和7年第3回錦江町議会定例会を開会いたします。ここで、欠席届につきまして、7番、染川議員から本会議欠席の届出がありました。報告いたします。これから、本日の会議を開きます。
	<b>(日程報告)</b>
○浪瀬議長	本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	<b>日程第1 会議録署名議員の指名</b>
○浪瀬議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番、小吉議員、9番、水口議員を指名します。
	<b>日程第2 会期決定の件</b>
○浪瀬議長	日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日から9月26日までの24日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの24日間に決定しました。
	<b>日程第3 諸般の報告</b>
○浪瀬議長	<p>日程第3、諸般の報告を行います。閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりであります。</p> <p>次に、町長から令和6年度健全化判断比率、資金不足比率の報告書が提出されましたので、お手元に配っております。ご了承願います。</p> <p>次に、教育長から令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価報告書が提出されましたので、写しをお手元に配っております。ご了承願います。</p> <p>次に、監査委員から令和7年6月20日、7月22日、8月21日実施の例月出納検査の結果報告書を提出されましたので、写しをお手元に配っております。ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。</p>
	<b>日程第4 行政報告</b>
○浪瀬議長	日程第4、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありました。これを許します。新田町長。
○新田町長	議長。

	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>おはようございます。9月議会定例会を招集しましたところ、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>まず、行政報告に入ります前に、私が会長を務めます社会福祉法人錦江町社会福祉協議会の元職員が在職中に起こした横領事案について、町民の皆様、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。再発防止に向けて、事件発覚後、直ちに導入した第三者機関による監査の継続、内部管理体制の強化、コンプライアンスの徹底を図るとともに、今後、地域住民の皆様、関係者の皆様の信頼を回復できるよう職員一丸となって取り組んでまいります。申し訳ございませんでした。それでは、5月26日から8月22日までの主な活動についてご報告申し上げます。</p> <p>6月1日は、町消防団水防訓練を神之川河口で実施しました。5月16日に梅雨入りが発表され、また、この日はがけ崩れ防災週間の初日でもあり、町内7分団から94人の消防団員の皆さんに、積み土のう工法やブルーシートを活用した改良積み土のう工法の2種類の越水防止訓練に取り組んでいただきました。令和5年8月に田代地区の雄川が氾濫し、周辺の農地や住宅が浸水しましたが、このような訓練を絶えず繰り返すことによって、小規模な河川決壊等に備えることができるのではないかと思います。</p> <p>6月10日午後から3日間、職員向けのデータドリブンマネジメント入門講座を開催しました。データドリブンマネジメントとは、行政や民間が保有する様々なデータをもとに分析、解析しつつ、政策構想能力等を養うことを目指すものです。講師は、錦江町政策参与の吉田秀政さんをお願いいたしました。1日4時間の3日間集中講座でしたが、職員にはふるさと納税や地域福祉のデータを用いたデータ分析の基礎とそれを活用した事業構想づくりの実践力を身につけてもらいたいと願っています。これまで議会等においても、職員への業務負荷が大きいとのご指摘を受けているため、データに基づく考え方の整理や事業への効率的な展開力の気づきがあれば有難く思います。</p> <p>7月8日は、錦江中学校と田代中学校で「当たり前の介護って何だろう」との演題で、株式会社「あおいけあ」の加藤忠相さんにご講演をいただきました。加藤さんは、神奈川県を中心に、グループホームやデイサービス、小規模多機能型居宅介護などの介護事業所を経営されており、平成28年10月にはNHK「プロフェッショナル～仕事の流儀～あなたらしさはここにある」にも、出演された方です。これまで小学生には認知症当事者の丹野智文さんのお話や認知症カフェなどに参加してもらっておりましたので、今回は、中学生向けのキャリア教育として、人口減少時代において命ある限り自</p>

分らしく生き、一人の価値ある人間として存在できる介護の在り方等についての講演をお願いいたしました。講演を一部引用させていただくと、「介護は英語でいうと Care (ケア) です。ケアは動詞で「気にかける」という意味です。語源が「耕す」で、相手が畑を耕せるようにするのがケアです。私たちが勝手にやるのはケアとは言えません。相手が大事にしているものを大事に考えることからケアは始まります。」という本質的なお話などをいただき、生徒も熱心に聞き入っていたようです。

7月13日は、都内で開催された第15回錦江町関東大根占・田代会の総会・懇親会に出席いたしました。関東在住の錦江町出身の方々と錦江町を応援してくださる方々など70名を超える皆さんにご出席いただきました。錦江町からは浪瀬議長をはじめ観光交流課職員と菓心まとはらさんが出席し、ふるさと納税など日頃のご支援に対する御礼と特産品販売をさせていただきました。岩元会長からは「形はさまざまですが、思いはいつも錦江町にある」という有り難いご挨拶もいただきました。私からは、地域医療の拠点施設となる肝属郡医師会立病院再整備工事の進捗状況や認知症とともに生きるまち大賞受賞報告、そして関係人口創出のための保育園留学の状況、田代支所における多目的ホールの整備のことなども含め、町の近況をお話しさせていただきました。

7月18日、夜中3時頃、建設課長から国道269号の鹿屋市境の峠付近で土砂崩れが発生しているとの連絡がありました。翌日の19日に、森山先生や大隅地域振興局、県議会議員、鹿屋市副市長など関係の皆様にお越しいただき、今後の復旧方法等について現場視察をしていただきました。錦江町、南大隅町にとっては、人流・物流の重要基幹道路であることも含め、私からは、国道269号の救急車利用が84%にも及ぶ実態も説明させていただき、早期復旧をお願いいたしました。7月31日午後3時の片側交互通行まで約2週間の迂回となり、住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたので、今後も引き続き、大隅半島南部における国道269号の強靱化対策を関係機関に訴えていきたいと思っております。

7月23日は、昨年から進めている断熱ワークショップで自分たちの教室の断熱改修に取り組んでいる大根占小学校へ見学に伺いました。今回は公募により手を挙げてくれた大根占小学校6年生教室の改修となりましたが、6人の児童が町内の松下工務店さん、アドバイザーの田淵さんのサポートを受けながら頑張ってくれました。今年の4月からは、省エネ基準適合が義務化され、全ての新築住宅に断熱等級4以上が求められています。冬の冷気や夏の熱気を室内に入れず、少ないエネルギーで家の中の暖かさや涼しさを保てる断熱性能向上させることによって、健康被害を最小にしようということと、

	<p>町内の民間住宅でも取り組んでいただくための啓発事業として、加えて、子どもたちの学ぶ環境を整えたいとの思いから、企業版ふるさと納税を活用させていただき実施しているものでございます。子どもたちが自分たちの学び舎を、自分たちの手で改修してくれるということは非常に有難く頼もしく感じました。</p> <p>8月7日は、ミャンマーからの国際交流員オウンマー・ミッさんのを辞令交付式を行いました。オウンマー・ミッさんは、在ミャンマー日本大使館に勤めていらっしゃる方で、日本語検定もN1という最も優秀な資格を持ち、大学時代は英語も学んでいたそうです。錦江町内には、介護施設を中心に8月1日現在で、19人のミャンマーの方々が技能実習及び特定技能として働いていただいています。人口減少・担い手不足という錦江町の課題を支えてくださっているミャンマーの方々が生活しやすい環境を整えるためにも、オウンマー・ミッさんには国際交流員として頑張っていたいただきたいと思います。</p> <p>以上、主な活動経過についてご報告させていただきました。これで行政報告を終わります。</p>
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これで、行政報告は終わりました。
	<b>日程第5 議案第51号</b>
○浪瀬議長	日程第5、議案第51号、令和7年度錦江町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第51号、令和7年度錦江町一般会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額は2億1,506万4,000円の増額で、累計は84億2,652万1,000円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は、神川新町・神川小教頭住宅解体工事費を2,000万円、公共土木施設災害復旧工事費を1,400万円、並びに宿利原小学校体育館改修工事費を800万円それぞれ増額するものでございます。また歳入につきましては、地方交付税の普通交付税を1億6,795万6,000円、新しい地方経済・生活環境創生交付金の第2世代交付金を739万3,000円、並びに地域診療情報連絡推進費補助金を103万4,000円、それぞれ増額するとともに、財政調整基金繰入金を1億4,523万4,000円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入9款地方特別交

	付金から 21 款町債までと、歳出 2 款総務費から 11 款災害復旧費まで、及び第 2 表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○ 5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○ 5 番 久保議員	<p>数点ご質問させていただきます。歳出総務費でございます。企画費でタウンガイド、子育て支援サイトのことだと思いますが、予算を多分組替えてらっしゃると思うんですけど、具体的なちょっと内容を教えていただければと思います。</p> <p>そして宿利原の小学校の改修工事で町内企業さんが入所される予定かと思いますが、小学校のほうに変更になったとお伺いしておりますが、その校舎、体育館も含めてその取扱いといいますか、全ての施設を利用されるのか、それともほか教室等はまだ一般利用ができるのかちょっと教えていただきたいと思います。地方創生推進費で、この W i - F i 設置業務がサテライトオフィスの改修かと思うんですけども、ちょっとサテライトのご要望があって、多分ちょっとこのハーフオフィスですかね、ちょっとそういった改修をされると思うんですが、ちょっとそこの利活用の仕方も教えていただければと思います。</p> <p>あとすいません、めくっていただいて、6 款農林水産費で農業総務費です。農業用水配水試掘工事で、あそこのトロピカルハウスまでされる工事かと伺ってますが、ちょっとこちらも詳しい内容を教えていただければと思います。</p> <p>次、8 款土木費です。住宅管理費になりますが、工事請負費で神川の教頭住宅解体工事等が計上されておりますが、これ何棟の工事なのかちょっとこちらも詳細教えていただければと思います。</p> <p>あと最後、9 款消防費です。実施設計業務委託で池田の消防車庫を移設するかと思うんですが、ちょっとこちらも具体的な内容を教えていただければと思います。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>まず企画費の組替えについては政策企画課長から、それから同じく宿利原小学校の小学校改修に関連する利用の状況についても政策企画課長から、それから地方創生推進費のハーフオフィスの関係に関連する部分については未来づくり課長から、それから農業用水の配水管の関係については産業振興課長から、それから住宅管理の教頭住宅等の解体等についての棟数については建設課長から、それから消防費の池田消防車庫の関係については総務課長</p>

	からそれぞれ答弁させます。
○高崎政策 企画課長	はい。
○浪瀬議長	高崎政策企画課長。
○高崎政策 企画課長	<p>久保議員のご質問にお答えいたします。子育て支援サイトの制作委託料につきましては、町の子育て施策や関係機関等の支援情報を取りまとめたガイドブックを作成する計画で予算を計上しておりましたが、冊子では新たな事業や制度の改正等があった場合、その都度校正し印刷しなければならず、時間や経費もかかることから、パソコンやスマートフォンからリアルタイムで情報が得られるサイトを作成するために、タウンガイドの作成委託料を減額し、改めてこの子育て支援サイトの作成委託料を計上したものでございます。</p> <p>次に宿利原小学校の体育館でございますが、事業者さんが使用されるのは体育館全面と、校舎につきましては、職員室、校長室の2部屋ということになります。以上でございます。</p>
○上吹越未 来づくり課 長	はい。
○浪瀬議長	上吹越未来づくり課長。
○上吹越未 来づくり課 長	<p>久保議員の質問にお答えいたします。まずWi-Fi環境設置業務委託になりますが、屋外オフィスの内部については通信環境が悪くてリモートワークに向かないということが分かりましたので、屋外オフィスへのWi-Fi設置業務委託となります。</p> <p>あとハーフオフィスにつきましては、4月以降、1室分では教室が広いとかですね、あと使用料がやや高いというご意見いただきましたので、試験的に半分にして運用を図りたいというところになります。以上になります。</p>
○木下産業 振興課長	はい。
○浪瀬議長	木下産業振興課長。
○木下産業 振興課長	<p>それでは質問にお答えいたします。まず、農業用水施設を町水に今回切り替えるための調査試掘の関係の委託料とその工事の工事請負費を計上しておりますけれども、まず運動公園周辺にあるこの農業用水の施設ですが、なぜ町水に切り替える計画をしたかといいますと、まず水源地、厚ヶ瀬にある水源地の水量が減ってきていること、それと水道管が露出しているため台風などの被害を受けている、毎回ではございませんけれども、受けて給水ができなくなったりしていることが多くございます。それと、そういった災害に</p>

	<p>遭いまして停電等が長引いた場合、水の給水ができなくなると。タンクは 200 t あるんですけども、それが空になると給水ができなくなるというような理由、そういった管理上の問題解消するということですね、今回、町水への切替えるための調査試掘の関係の予算を組んでいるところです。この周辺につきましてはお茶農家さんの工場が 5 つ、それと肉用牛生産の方々が 9 件、肉用牛を飼育されているというところでございます。</p> <p>それと、トロピカルハウスの町水への改修の修繕費用を予算計上しておりますけれども、この農業用水の水を使いましてですね、トロピカル温水ハウスがございましてそこにも給水しております。ただ今回、この計画の中にはそこまで町水に切り替える計画しておりませんので、ハウスの水をどうするかということになりまして、現在、神川のトロピカルガーデン神川のそこの施設に町水が来ておりますので、その町水を今回ハウスのほうに配管するという修繕の内容になっております。以上です。</p>
○船迫 建設課長	はい。
○浪瀬議長	船迫建設課長。
○船迫建設 課長	久保議員のご質問にお答えいたします。神川新町・神川小教頭住宅解体工事の内容ですが、築 60 年になります神川新町住宅こちらは長屋の住宅になるんですけど 1 棟 5 戸の住宅と、隣にございます築 37 年になるんですが神川小学校の教頭住宅 1 棟の解体工事でございます。同時に解体する工事でございます。併せて解体後の造成工事までを見込んでございます。以上です。
○坪内 総務課長	はい。
○浪瀬議長	総務課長。
○坪内総務 課長	久保議員のご質問にお答えします。消防施設費の実施設業務委託につきましては、池田地区のですね小学校跡地利活用検討委員会からの要望として挙げられました池田分団の消防車庫ですね、昭和 53 年建設ですけども。それをですね池田小学校の用務員室の隣にですね新設するための設計委託料でございます。池田地区からの要望を踏まえた計画ではですね、現在の用務員室を詰所として再利用し、図工室を倉庫として利用する計画でございます。以上です。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○久保議員	各々、ありがとうございました。まず、子育て支援サイトですけど、利活用にあたってはこれはまた個別に何かご案内をいただくのか、それとももう

	<p>何らかの申請をして登録するのか、ちょっとホームページ、スマホ等のアプリでの利用かと思うんですけど、ちょっとその利用を具体的にどういった形で示されるのかちょっと併せてお伺いしたいと思います。</p> <p>宿利原小に関しては承知をいたしました。校舎のほうは校長室と職員室ということなので、あとの部屋はまだ何ていうか地域利用とかもできるのか併せてお伺いしたいと思います。</p> <p>サテライトオフィスに関しては、ハーフオフィスということで承知いたしました。後ほどちょっとまた条例等も出てくるのでその時ちょっとまた追加でご質問したいと思います。</p> <p>次の農業用水の配管で水源の減少等のちょっとご事情は承知をしました。ちなみにその配水の経路で受益者が大体どのぐらいいらっしゃるのか、併せてもし分かりましたらお伺いしたいと思います。</p> <p>神川新町・教頭住宅で承知いたしまして、更地までされるということですが、跡地の活用がちょっと何かもし今の段階であればちょっとお伺いしたいと思います。</p> <p>最後、池田の消防車庫でございます。おっしゃるように利活用検討委員会からの要望だったかと思うんですが、今現状で使われてる消防団車庫と詰所はもう廃止をされる方向なのか併せてお伺いしたいと思います。</p>
○高崎政策企画課長	はい。
○浪瀬議長	高崎政策企画課長。
○高崎政策企画課長	子育て支援サイトにつきましては、町のホームページとリンクする形で閲覧できるようにしたいというふうに考えております。そして広報紙や町のホームページ等で周知を図っていきたいというふうに考えております。以上です。
○白井教育課長	はい。
○浪瀬議長	白井教育課長。
○白井教育課長	久保議員のご質問にお答えします。宿利原小学校の他の教室等につきましては地域の方が利用できるように、今後も話し合いを進めていく予定です。以上です。
○木下産業振興課長	はい。
○浪瀬議長	木下産業振興課長。
○木下産業振興課長	お答えします。この農業用水を利用されているところがですね、まずお茶の工場が5件、それと畜産関係肉用牛の生産者が9件、その他でございます

	けれども、枝物の組合そして造園業、そして野菜を作られてる方、元畜産の農家さんが2件いらっしゃいます。あと町のほうで、トロピカルガーデン神川のハウスとかそういうのに利用しているところです。以上です。
○船迫建設課長	はい。
○浪瀬議長	船迫建設課長。
○船迫建設課長	ご質問にお答えいたします。跡地利用につきましては、県の元気おこし事業を活用いたしまして、子育て支援住宅の整備を今考えてございます。1棟2世帯の木造2階建てを2棟整備を計画してございまして、令和8年度より事業開始できるよう、今、振興局と協議中でございます。以上です。
○坪内総務課長	はい。
○浪瀬議長	坪内総務課長。
○坪内総務課長	久保議員のご質問にお答えします。現在の消防車庫につきましては先ほど申しましたけれども、53年建設で47年経過しておりますことから、建設にあたりまして、またこれにつきましても地域の方とですねちょっと協議をしたいと思っておりますし、しかしながら先ほど申しましたけれども、もう建物は老朽化しております。あと立地の関係から考えますと、廃止なり処分する公共施設等総合管理計画の絡みもございまして、そういった形で処分するのもありかと考えているところです。以上です。
○5番久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番久保議員	<p>ありがとうございました。まず、子育て支援サイトに関しては承知いたしました。誰でも利用できるという理解でよろしかったでしょうか。はい、ありがとうございます。</p> <p>宿利原小学校に関して、教室はまだ今後も協議をして利用がする方向でということ承知いたしました。</p> <p>農業用水に関してかなりやっぱり受益者がいらっしゃるのかなというイメージなんですが、ちょっと懸念じゃないんですけど、これまで農業用水だったんですが、これだけの受益者の方が町水となるとポンプの圧送というかそこら辺の設備の状況ももしかしたら必要じゃないのかなとは思いますが、水源地はもう上之宇都のあっちから町水の水源地だともうあっちが引っ張るんですね。ちょっとそこら辺の水源地とちょっとポンプ関係に関してちょっと最後お伺いしたいと思います。</p> <p>神川住宅に関して、跡地をですね子育て支援住宅をされるということで第</p>

	<p>2弾になるのかなということなんですけど、令和8年度からの予定ということなんですけどちょっと今の段階でもし棟数とかですれどもし計画されたらちょっと併せてお伺いしたいと思います。</p> <p>消防車庫に関しては承知をしました。また、地域の皆様へのちょっとご説明の機会等があるかと思しますので、また協議をお願いしたいと思います。ちょっと最後に2点だけお願いいたします。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>まず農業用配水の関係ですけれども、町水となるとということですが、水源地は運動公園にタンクがございますので、そちらからの分岐という形になります。現在、水道公園の配水地には塩屋のところからポンプで上げております。そのタンクを活用して、ちょっと設備を増強しなければいけませんけれども、それを活用するということになります。</p> <p>それから子育て支援住宅につきましては、先ほど建設課長が申し上げたように2棟4世帯分の入居ができる住宅を建設しようということで現在計画を進めているところでございます。以上です。</p>
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
○2番 城下議員	はい。
○浪瀬議長	2番、城下議員。
○2番 城下議員	<p>質問をいたします。予算書の歳出12ページになりますが、8款の電算管理費になりますが、IC読み取り機器保守業務、それから旅券の端末機ということでこれ多分パスポートではないかと考えられますが、国庫支出金ということで多分これ権限移譲のお金だと思うんですけども、今回、権限移譲なので購入をされるようになったのかその経緯を伺いたいと思います。それとこれまではどうされていたかを。</p> <p>それからですね20の地方創生推進費の断熱改修住宅ワークショップ、12款の委託料250万円、原材料費から減額をして予算が組んでございますが、この予算につきましては、多分当初では小学校・中学校の断熱ワークショップに利用されるはずであったと思うんですが、今回のこのよろっでをされるということで、その経緯等について説明をお願いいたします。</p> <p>それと、22款の奨学金基金でございますが、元金をもう積み立てるということで、うまく奨学金の運用がうまくいくようにということだろうとは思いますが、現在5,000万近くの基金がありますが、奨学金の返還が今900万程度の奨学金を貸出しをされてるということで、例月監査のほうの報告書にもありましたけれども、順調に奨学金の返還がなされているのかを伺いたいと</p>

	<p>思います。</p> <p>それと、民生費の障害者福祉費PMH接続システム、これは改修だと思うんですけども、内容について説明をお願いいたします。以上でございます。</p>
○新田町長	はい。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>まず、IC読み取り装置の経緯等については住民税務課長から、それから断熱ワークショップの関係の委託については政策企画課長から、それから奨学基金につきましては財政係長から、そしてPMHにつきましては介護福祉課長からそれぞれ答弁させます。</p>
○濱田住民税務課長	はい。
○浪瀬議長	濱田住民税務課長。
○濱田住民税務課長	<p>それでは城下議員のご質問にお答えします。このIC旅券の関係の補正で上げてる分につきましては、質問がありましたとおり、こちらにつきましてはパスポートを交付する際にパスポートに登載されているICチップ等をですね、記録されている情報等ありますので、そちらの方を担当の職員と申請された方で一応確認できるようになっているものでございます。</p> <p>権限移譲されている関係で、県の支出金のほうで一応対応するということになっております。前回、令和2年度にですね購入しまして、5年間の保守期間が今度満了を迎えることになりましたので、今度、機器更新ということで補正で上げたところでございます。以上です。</p>
○高崎政策企画課長	はい。
○浪瀬議長	高崎政策企画課長。
○高崎政策企画課長	<p>城下議員のご質問にお答えします。断熱ワークショップの件ですが、議員のおっしゃるように、ここの予算は小・中学校の断熱改修の予算として計上したものでございますが、建物の構造上ですね、廊下側の窓、壁のほうがですね今回断熱をしておりません。特に大根占小学校の場合は開放式になっているためですね、ちょっと難しいということで、その分の予算が執行残ということになりました。</p> <p>そこでですね、4月からよろっでを運営していただいています、今、NPO法人たがやすさんなんですが、そこからですね、天井板が、議員さん方もご存じかと思うんですが、梁だけでですね、特にお店の部分がですね、天井板がないために、ほこりやですね夏場のエアコンの効きが悪いというようなご相談がありました。そこでですね、先ほど言いました断熱の執行残が出るということでですね、ここの予算の組替えをして、今回、委託料として組替</p>

	<p>えて、このよろっでの断熱をすところでございます。</p> <p>今後、これまでは公共施設の断熱をやってきたんですが、今後、一般住宅へのですね断熱改修を推進し、地域全体で省エネルギー意識を高めることを目的にですね、地域の多世代交流、拠点施設として活用されているよろっでを実証フィールドに、町内の建設業者さんにですね脱炭素技術の習得や地域資源を生かした環境配慮型建築の普及を図るために今回実施をするものでございます。以上です。</p>
○今村財政管財係長	はい。
○浪瀬議長	今村財政管財係長。
○今村財政管財係長	<p>城下議員のご質問にお答えいたします。質問にありましたのは予算書の13ページの奨学基金への元金積立てへのご質問かと思われましても、こちらにつきましては、でんしろ奨学金の関係でありまして、通常のこれまでありました貸付けの奨学金とはまた別の利子助成という形の奨学基金のほうでございます。</p> <p>こちらの396万6,000円につきましては、令和6年度にふるさと納税のほうで奨学基金に関する事業へ使ってほしいと言われる寄附していただいた方々の寄附額が792万円ほどございまして、そちらから経費を差し引いたものを元金のほうへ積んでいくというような基金の積立てでございます。以上です。</p>
○白井教育課長	はい。
○浪瀬議長	白井教育課長。
○白井教育課長	<p>城下議員のご質問にお答えいたします。これまでの奨学資金貸付け基金の償還状況でございますが、定額の償還になってはおりますけれども、状況によっては、定額を少し下げて分割して納めていただいております。少しずつではありますが順調に償還いただいている状況があります。以上でございます。</p>
○笹貫介護福祉課長	はい。
○浪瀬議長	笹貫介護福祉課長。
○笹貫介護福祉課長	<p>お答えいたします。PMHの接続システムですが、国からの令和8年度以降に向けての事業でございます。マイナンバーカードを利活用いたしまして、それぞれの医療費助成の資格確認に伴う医療機関及び各自治体との連携に関する改修の負担金でございます。以上です。</p>
○2番	はい。

城下議員	
○浪瀬議長	2番、城下議員。
○2番 城下議員	<p>ありがとうございました。断熱ワークショップのほうも必要なところに、一般の集会施設に利用ができるということで良い事業になったのかなと感じました。</p> <p>それから、パスポートの読み取り機については、発行もなんですけれども、今、移住だったり仕事で来られる方々のICチップのほうの確認ができるということで非常に良いものが入ってきたのかなというふうに感じております。</p> <p>それから、奨学金の基金については、ありがとうございました。</p> <p>それと、マイナンバーの活用をしているということで、PMHの次年度からのということでございましたが、システム改修になるということでありがとうございました。以上で質問を終わります。</p>
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
○6番 落司議員	はい。
○浪瀬議長	6番、落司議員。
○6番 落司議員	<p>まず、12ページの企画費なんですけれども、先ほど子育て支援サイトについては説明があったんですが、これをまず常時情報を更新していく際にどなたが運用に携わっていくのか。あと、今後その運用にあたり年間的な管理費的なものが発生するのかということと、13ページの地方創生推進費の中で空き家解体促進補助金がまた増額補正がなされてますけれども、これがあと5年間の事業ということでありますが、増額補正っていうのは申請があったからこの補正をされるのか、申請があればどこまでも補正をみていくのか、その辺が計画的な部分がもしあるのであればちょっと教えていただきたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	子育て支援サイトの更新のスパンでありましたり担当でございましたり運営についてと、それから空き家改定の促進補助金の上限等につきまして政策企画課長から答弁させます。
○高崎政策 企画課長	はい。
○浪瀬議長	高崎政策企画課長。
○高崎政策 企画課長	子育て支援サイトの運用でございますが、これは各課からですね、いろいろな情報を用いて入れていただきますので、その担当課で随時更新がある場合

	<p>は新たな情報に書換えていただきたいというふうに考えております。大元といたしますか、管理は政策企画課のほうでありますけれども、それぞれの事業への書換えとかというのは担当課でやっていただきたいというふうに考えております。それから年間の維持費ですが、これはこれからですねプロポーザルをする予定でございますので、その中で事業者がどれぐらいというのが出てくるかと思えます。今のところちょっとその維持費・管理費については、数字的なものは持ち合わせていないところでございます。以上です。</p> <p>空き家解体につきましては、今年度補助率をですね上げた関係で申請が多くございます。それでまた今後の見込みとして、5件分150万円を計上させていただいたところでございます。</p> <p>リフォームにつきましては予算の範囲内で年間やっておりますけれども、空き家につきましては所有者の方がやりたいという要望があればですね、もうその時点でですね私どもとしては応えたいと思っておりますので、今後も予算が足りなくなったらですね、補正のほうをお願いするというふうには考えているところでございます。以上です。</p>
○6番 落司議員	はい。
○浪瀬議長	6番、落司議員。
○6番 落司議員	<p>まず、サイトの関しての運用の件は承知いたしました。随時そういった情報が更新されるっていうことで、利用者の方にしっかり届けばいいと思えます。ただやはりサイト作成にあたってはですね、利用される方がどういった情報が欲しいかということも、利用される方から聞く機会っていうのも必要ではないかなと思えますので、そういう機会を持っていただきたいなと思うことと、あと空き家に関しましては承知いたしました。その空き家を解体をしたいという要望があれば、この5年間の中で上限なしという言い方、件数に上限は付けることなく対応をされていくっていう認識でよろしかったのか、再度お尋ねいたします。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>落司議員のご質問にお答えします。空き家の解体については、議員もご存じのように、私どもまだ800件の空き家が存在しております、適正な管理の通知も毎月のように出しているところです。近隣の住民の皆さんからの苦情等も非常に出ている関係もございまして、先ほど政策企画課長が申し上げたように、今現在いらっしゃる方々の住環境を優先するためには、空き家を解体したいという申出は非常にありがたいことですので、上限を無しでどんどん空き家解体を進めてまいりたいというふうに思っております。以上で</p>

	す。
○6番 落司議員	はい。
○浪瀬議長	6番、落司議員。
○6番 落司議員	すいません、先ほどちょっと私の質問の仕方がおかしかったと思うんですけども、そのサイトについては利用される方の声を聞いてサイトを作るといふか、形づくるといふ考えがあるのかどうかを教えていただきたいと思っております。
○高崎政策 企画課長	はい。
○浪瀬議長	高崎政策企画課長。
○高崎政策 企画課長	今の私どもが今考えておりますのは、各課が持っております子育て支援の事業ですね、そういったものとか、あるいは民間の方々でやってらっしゃるそういった子育てに対する支援、そういったものをまとめたものを作成しようというふうに考えております。利用者からのご意見ということであればですね、まずは私どものほうが作成していただいたものを見ていただいて、何が足りないとか、こういうのは入れられないのかというご相談があればですね、そこは対応していきたいというふうに考えております。以上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第51号、令和7年度錦江町一般会計補正予算(第4号)についてを採決します。お諮りします。議案第51号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第51号、令和7年度錦江町一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第6 議案第52号</b>
○浪瀬議長	日程第6、議案52号、令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第52号、令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2

	<p>号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額は204万8,000円の増額で、累計は13億6,568万8,000円となりました。</p> <p>内容につきましては、歳出は、徴税費を113万3,000円、償還金及び還付加算金を51万5,000円、並びに総務管理費を40万円、それぞれ増額するものでございます。また、歳入につきましては、国庫補助金を113万3,000円、繰越金を91万5,000円、それぞれ増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入4款国庫支出金及び第7款繰越金と、歳出1款総務費及び5款諸支出金を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	こちら賦課徴収費として子ども子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修負担金ということなんですけども、このシステム自体は何か国ないし県が作っていらっしゃるこの基幹システムへの純粋な負担金という理解でよろしかったでしょうか。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	健康保険課長に答弁させます。
○宮園健康 保険課長	はい。
○浪瀬議長	宮園健康保険課長。
○宮園健康 保険課長	久保議員の質問にお答えいたします。今、久保議員がおっしゃいましたとおり、そのようなシステムであります。これにつきましてはですね、若干説明をしますと、国は子育て支援に係る費用をですね、より充実するために制度を持続させたり、高齢者を含めた全ての世代に協力して支えることをですね、2026年令和8年度から実施されます。子ども・子育て支援金ということで、全世帯ですね医療保険に転化されます。健康保険組合、協会けんぽ、それから共済組合、国保など、それから後期高齢医療にも上乘せされて徴収されます。このような理由からですねシステム改修をするということで計上したところですので。以上です。
○5番 久保議員	はい。

○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	承知いたしました。国のほうでの制度設計にあったとおりの、各こういった特別会計から賦課金というかそういう徴収費だと思うんですが、ちなみになんですけど、この子ども・子育て支援金、このシステム自体は令和8年度からだと思うんですけど、どのような利用をされるのかも分かりましたら教えていただきたいと思います。
○宮園健康 保険課長	はい。
○浪瀬議長	宮園健康保険課長。
○宮園健康 保険課長	ただいまですねこのシステムにつきましては、個々にですね全てが国民健康保険でありますと徴収されますので、一戸当たりですね、大体、国のほうは6,000億ほど徴収すると、1年目はですね。そういうことで、国保の場合は大体1人当たりになりますと350円程度ということですので、それを今、国保の課税をしておりますので、それと合わせて同じ方式で徴収をしていくと。当然ですね収入の少ない世帯ということにつきましては、軽減措置が図られますので、今後そのようなことで改修をしていくということになります。以上です。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	全国で予算規模が6,000億というところで、1人当たりそういうふうな形かと思うんですけど、このシステムが改修されて、今後その恒常的にこの金額はこのシステムによって徴収はもう継続されていくような形になる理解でよろしかったですかね。
○宮園健康 保険課長	はい。
○浪瀬議長	宮園健康保険課長。
○宮園健康 保険課長	久保議員の質問にお答えいたします。当初ですね、今言うとおりの負担金という形で初年度をやりますけれども、これは当然電算の県の会社があるわけですが、そこによってですね各町、改修されていくというふうに聞いております。今後ですねこれを収納されて、実際上はですね次の年度につちゅうことで、8,000億徴収するということで国のほうは決めておりますので、若干ですね、次の年に改修する可能性はあると思います。以上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 52 号、令和 7 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 52 号は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号、令和 7 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第 7 議案第 53 号</b>
○浪瀬議長	日程第 7、議案第 53 号、令和 7 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 53 号、令和 7 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額は 52 万 8,000 円の増額で、累計は 1 億 5,484 万 7,000 円となりました。 内容につきましては、歳出は総務管理費を、また、歳入は国庫補助金をそれぞれ 52 万 8,000 円増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 3 款国庫支出金と歳入 1 款総務費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	すいません、先ほどともほぼ同様の事業内容になるかと思うんですけど、こちらの歳入・歳出同額の 52 万 8,000 円で国庫補助金として入ってきて、そのあと負担金として出すような形なんですけど、この位置づけっていうのはやはり会計処理上するっていうふうな通達というか、だったと思うんですけど、ちょっとこちら意味に関して教えていただければと思います。
○宮園健康 保険課長	はい。
○浪瀬議長	宮園健康保険課長。
○宮園	久保議員の質問にお答えいたします。まず、今予定されている支出額が 52

	万 8,000 円というふうになっているわけですがけれども、ここにつきましても当然国庫事業がですね、この事業につきましてはやはり国の政策ということで 100%補助です。ということで、52 万 8,000 円に対して国庫補助は 52 万 8,000 円出るということをご理解いただきたいと思います。以上です。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	承知いたしました。先ほどのご説明で、広く徴収するということが後期高齢者医療事業からの支出ということなんですけど、これは今後も例年このような形で継続するという理解でよろしかったですか。
○宮園健康 保険課長	はい。
○浪瀬議長	宮園健康保険課長。
○宮園健康 保険課長	ただいまの質問にお答えいたします。まずですね国につきましては、8 年度の後期高齢者医療の子育てに対する負担金ということで、200 円ですね 1 人当たりを予定しております。9 年度が 250 円、そして 10 年度は 350 円、ここにつきましても先ほどお話をしましたとおり、収入によりまして軽減がかけられるということで、例えば 7 割軽減とか 5 割軽減とかですねそういう細かい軽減がかけられて、平等に徴収されるというふう聞いております。以上です。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	所得に応じてその負担割合とかその負担額が変わるっていうふうな理解なんですけど、この国庫からの補助は今後も相当金額分はいただけるのか、それともある程度自立していくような形になるのかちょっと教えていただければと思います。
○宮園健康 保険課長	はい。
○浪瀬議長	宮園健康保険課長。
○宮園健康 保険課長	今、久保議員の質問にお答えするんですが、今この私たち今組んでいる負担金についてはですね初年度が大きいと思いますけれども、先ほど申しましたとおり、この金額が少々こう変わりますのでカスタマイズの必要があるので、そのときは若干の負担は生じていくというふう考えております。 あと、そのようなことでですね、軽減につきましてはですねこれは当然国が 2 分の 1、県が 2 分の 1、そして市町村が 4 分の 1 ということになってお

	りますので、これはですねこちらのほうで町で収入を受け止めまして、それで後期高齢のほうに納付すると。後期高齢はこれを国に納めるというふうになっているところです。以上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑はありませんか。
○1番 木下議員	はい。
○浪瀬議長	1番、木下議員。
○1番 木下議員	今、久保議員の質問とちょっと重なるんですけども、この子ども・子育て支援事業補助金、国がされてる事業なんですけども、調べたところ主として少子化・人口減少のために、子どもを主として使うような感じで書かれてるんですけども、先ほど説明されたように全世代にも使えるという制度で書かれてました。でも、子ども・子育て支援という観点から、そちらに最優先して使っていったほうがいいのではないかと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	木下議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、後期高齢者医療事業での補正予算でございますので、それは国の定められた事業の中で、私どもが先ほど健康保険課長が申し上げましたように、システム改修のために国庫を一旦受入れて、それを県の後期高齢者医療連合のほうに負担金としてお支払いすると、そこがシステム改修等を行っていきますよということでございますので、使途については、木下議員おっしゃるように子ども未来戦略、子ども家庭庁が今推進しておりますそういったものについての財源となっていくのではないかなというふうに想定されます。 町単独でそれをどうというような使い方を、使途を限定するということはちょっとこの事業として、事業の性質上はできないのかなというふうに思っております。ちょっと齟齬があるといけませんので、健康保険課長に補足をさせます。
○宮園健康 保険課長	はい。
○浪瀬議長	宮園健康保険課長。
○宮園健康 保険課長	ただいま町長が話されましたとおり、そのようなことであります。国につきましてはですね、現在の児童手当なりそういうものに拡充をしていくというふうなふうにも聞かれておりますので、今後またこの予算につきましてはいろいろと国のほうで話し合われるというふうに感じているところであります。以上です。

○浪瀬議長	よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 53 号、令和 7 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 53 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号令和 7 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第 8 議案第 54 号</b>
○浪瀬議長	日程第 8、議案第 54 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	はい。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 54 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 1 号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額 4,306 万 1,000 円の増額で、累計は 12 億 8,404 万 4,000 円となりました。 主な内容につきましては、歳出は、基金積立金を 2,869 万 1,000 円、繰出金を 950 万 5,000 円、並びに償還金及び還付加算金を 451 万 5,000 円、それぞれ増額するものでございます。また、歳入につきましては、繰越金を 4,240 万円、並びに国庫負担金を 65 万 6,000 円、それぞれ増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 3 款国庫支出金から 8 款繰越金までと、歳出 1 款総務費から 5 款諸支出金までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 54 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 1 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 54 号は、原案のとおり決定することにご異議ござい

	ませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第 9 議案第 55 号</b>
○浪瀬議長	日程第 9、議案第 55 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 55 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額は 13 万 1,000 円の増額で、累計は 844 万 6,000 円となりました。 内容につきましては、歳出は繰出金を、また、歳入は繰越金を、それぞれ 13 万 1,000 円増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入、3 款繰越金と、歳出 2 款諸支出金を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 55 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 55 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。ここで 11 時 20 分まで休憩いたします。
	<b>休憩 11 : 12</b> <b>再開 11 : 20</b>
○浪瀬議長	休憩を閉じて、会議を再開いたします。

	<b>日程第 10 議案第 56 号</b>
○浪瀬議長	日程第 10、議案第 56 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第 56 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、収益的支出は 350 万円の増額で、累計は 1 億 6,554 万 7,000 円となりました。 内容につきましては、営業費用を 350 万円増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	（新田町長 降壇）
○浪瀬議長	これから質疑を行います。収益的収入及び支出の支出 1 款水道事業費用について質疑を行います。質疑ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 56 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 56 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第 11 議案第 57 号</b>
○浪瀬議長	日程第 11、議案第 57 号、令和 7 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第 57 号、令和 7 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、収益的支出は 17 万 1,000 円の増額で、累計は 4,687 万 3,000 円となりました。また、資本的収入は 1,826 万円の増額で、累計は 7,918 万 1,000 円、資本的支出は 300 万円の増額で、累計は 7,976 万 3,000 円となりました。 主な内容につきましては、収益的支出は営業外費用を 17 万 1,000 円増額するものでございます。また、資本的収入は企業債を 1,640 万円、資本的支

	出は建設改良費を 300 万円、それぞれ増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。収益的収入及び支出の支出 2 款農業集落排水事業費用と、資本的収入及び支出の収入 3 款資本的収入及び支出 4 款資本的支出、並びに企業債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	すいません、今回、補正に係るこの工事内容に関して教えていただければと思います。追加の整備工事だと思うんですけども、よろしくお願ひします。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	産業建設課長に答弁させます。
○猪鹿倉産業建設課長	はい。
○浪瀬議長	猪鹿倉産業建設課長。
○猪鹿倉産業建設課長	久保議員のご質問にお答えいたします。農業集落排水施設整備につきましては、令和 3 年度から機能効果事業として機器の更新等を行っておりますが、本年度につきましては、麓地区浄化センターの余剰汚泥引き抜きポンプ伐期攪拌装置の更新とそれに伴う電気設備、それからそれぞれ 1 号中継ポンプ・4 号中継ポンプの非常用発電の更新、投げ込み圧力式推計の更新となっております。 今回の補正内容につきましては、当初見積もった額よりも実施の段階で物価高騰に伴いまして、資材等の高騰に伴って補正額の増額を図ったところでございます。以上です。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	工事費の増加ということですが、県補助金のちょっと額は 10 分の 1 ということなんで、補助金は県補助金なのか併せてお伺ひしたいと思います。
○猪鹿倉産業建設課長	はい。
○浪瀬議長	猪鹿倉産業建設課長。
○猪鹿倉産業建設課長	ただいまのご質問にお答えいたします。助成の内訳としましては、300 万に対して国が 50%・県が 12%の 62%の助成となっております。以上です。

○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 57 号、令和 7 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 57 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号、令和 7 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第 12 議案第 58 号</b>
○浪瀬議長	日程第 12、議案第 58 号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 58 号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」及び「地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、この年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置との均衡を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意識確認等の措置を講ずるため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 58 号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 58 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第 13 議案第 59 号</b>
○浪瀬議長	日程第 13、議案第 59 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 59 号錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、「地方公務員法の育児休業等に関する法律」の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、部分休業の取得範囲を拡大するための規定を整理したため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	まず条例に関して特段ご質問というわけではないんですけども、育児休業というところで働き方改革の一環かと思うんですけども、例年職員の皆様で何名ぐらいこの休業とられてるのか、分かりましたら教えていただければと思います。
○新田町長	はい。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えしますまた明日の一般質問でも育児休業に関するご質問等は出ております。私が詳細を押さえておりませんので、総務課長から答弁させます。
○坪内総務課長	はい。
○浪瀬議長	坪内総務課長。
○坪内 総務課長	久保議員のご質問にお答えします。育児休業ですので、今、育児休業取得者が 3 名となっております。そのうちですね 1 名は 10 月に復帰する予定でございます。以上です。

○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	今、3名とられてるということなんですけど今回この条例の一部改正に伴ってこの対象となる方が増えたりとか、またあるいは当然各課でそういった業務の配分等あるかと思うんですが、この改正によってそういった対象者が増えるということは今の段階ではないでしょうか。
○坪内総務 課長	はい。
○浪瀬議長	坪内総務課長。
○坪内総務 課長	<p>今回の条例改正の内容としましては、職員の子どもが小学校に上がるまでに、公務をしつつ子を養育することを容易にするための新しい措置としまして、部分休業ですね、取得できるパターンを、今までは1日につき2時間以内ということだったんですけども、それに加えて、1年につき10日相当の範囲内の形態を設けてですね、いずれかの形態を選択できるという、使いやすいようになるような仕組みとなっているところでございます。</p> <p>対象者が増えるかどうかということは、この10月1日施行なのでそれからなるんですけども、勤務しなかった場合ですね、その時間数に応じて給与額が減額されるということもございますので、職員への周知はいたしますけれども、取得するかということは今後の検討ということになると思います。以上です。</p>
○浪瀬議長	ほかに質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第59号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第59号、江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第14 議案第60号</b>
○浪瀬議長	日程第14、議案第60号、錦江町地域活性化拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。

○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 60 号錦江町地域活性化拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、サテライトオフィスの多様な活用方法として、新たにハーフオフィスを設置したいため、当該使用料に関する規定を整理する必要があることから、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	すいません、先ほど一般会計のところでも少しご質問させていただいたんですが、今回、ハーフオフィスということで2分割されるというふうなご説明だったかと思うんですけど、この利用に関しては何といたしますか1 部屋ではないというふうな、1 部屋というか、どういう使い方とか借り方も含めてちょっと利用方法を教えていただければと思います。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	詳細は未来づくり課長から答弁させます。
○上吹越未来づくり課長	はい。
○浪瀬議長	上吹越未来づくり課長。
○上吹越未来づくり課長	久保議員の質問にお答えいたします。利用方法といたしましては、旧図書室のほうを間仕切りしまして、教室については両サイドから入室できるようになっておりますので、そこを間仕切りして、独立した部屋のほうを整備したいと思ってます。面積については大体 55 ㎡の半分で 27 ㎡ぐらいになる予定です。 利用方法についてもサテライトオフィスと利用形態は一緒ですので、入居したい企業があれば、そこを受入れして入居するまで利用がない場合はワーキング室同様サテライトオフィスの日額料金もしくは時間単位でお貸ししたいと考えているところで
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。

○5番 久保議員	扉を2つ作られるということで、承知をいたしました。あとすいません、この条例の案のところで、今、お話あったコワーキングスペースなんですけど、これ今の規定だと平日は午後6時から午後10時という夕方の方に限定されてるっていう理解でよろしかったですかね。 あと併せて、今回されるハーフオフィスの運営時間に関しても同様なのがちょっと時間に関してお伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	未来づくり課長に答弁させます。
○上吹越未来づくり課長	はい。
○浪瀬議長	上吹越未来づくり課長。
○上吹越未来づくり課長	コワーキングの貸切りにつきましては日中についてはもう共同で利用されていますが、祝日等については時間あたりでお貸しする形になってるところです。利用時間につきまして、一応午前8時半から夜の10時までということで利用していただいているところです。
○上吹越未来づくり課長	はい。
○浪瀬議長	上吹越未来づくり課長。
○上吹越未来づくり課長	すいません。追加でなんですけど、改正後の附則の3の方に書いてあると思うんですけど、原則として金曜日の午後6時から午後10時まで、土日祝日の午前8時30分から午後10時までは貸切りの時間でお借りすることができるということになっています。回答になっていますでしょうか。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	貸切りに関しては承知をいたしました。このハーフオフィスに関してなんですけど、一般的なその利用時間、要望としてちょっとでてるのが、ちょっと夜までですねやっぱり結構利用したいなと思うんですけど、今の規定だと平日は8時半から、例えばなんですけど、貸切りの場合は休日でも午後10時とかまでなんですけど、例えばハーフオフィスが作られて、その運用したときのその運営時間に関してはコワーキングと同様の使い方ができるのかというふうな、ちょっと意図した質問だったんですけど、そこら辺の扱いに関してはちょっといかがでしょうか。

○上吹越未来づくり課長	はい。
○浪瀬議長	上吹越未来づくり課長。
○上吹越未来づくり課長	お答えいたします。平日個人で使う場合については8時半から一応夜の10時まで、ほかの公共施設と同じ時間でなっております。
○浪瀬議長	ほかに質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第60号錦江町地域活性化拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第60号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第60号、錦江町地域活性化拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第15 議案第61号</b>
○浪瀬議長	日程第15、議案第61号、錦江町地域福祉ふれあい広場の条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第61号、錦江町地域福祉ふれあい広場条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、花瀬地区福祉ふれあい広場の用途を廃止し、住宅用地としての住宅用地として公募の上、払下げを行いたいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○10番 池田議員	はい。
○浪瀬議長	10番、池田議員。

○10 番 池田議員	この条例によりまして、田代地区にあと5か所ぐらいあるんですが、ふれあい広場が。特に、新田地区のふれあい広場が長いこと活用されておられません。今後の活用方法があれば伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	池田議員のご質問にお答えします。現在のところ、池田議員ご指摘のとおり新田地区のふれあい広場がなかなか活用されていないということでございます。私どももこれは指定管理に各地区公民館にお願いをして、地域ごとにしていただいているので、地域の方々の利用を最優先にして、どういうふうに活用したいという思いがあらればいいんですが、なかなか今後、利用度がないということであれば、用途の変更も含めてですね検討する時期に来ているのかもしれないなというふうに思っております。以上でございます。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
○8 番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8番、小吉議員。
○8 番 小吉議員	今の池田議員と重複するかもしれませんが、先ほど整備事業の中で予算が通ったわけでございます。そして、ここを住宅地と公簿の上、住宅地とするということでございます。何㎡ぐらいでですね、何区画ぐらい予定をされているのか、そこ辺のところを教えてくださいたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	このご質問につきましては、支所長からご説明をさせます。
○川路支所長	はい。
○浪瀬議長	川路支所長。
○川路支所長	ただいまのご質問にお答えいたします。このふれあい広場の土地につきましては、雑種地で2,309㎡でございます。それを2区画に分筆いたしまして、1区画が830㎡程度と、もう1つが1,228㎡、あと駐車場が三角形の部分がございますが、それは分譲の対象にはしておりませんが、2区画を分譲の対象としているところでございます。以上です。
○8 番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8番、小吉議員。
○8 番 小吉議員	広い区画で設定されてるわけですが、これに関しては、ある程度見込みがあってこの区画を割り振られたんですか。そのところはどうでしょ

	う。
○新田町長	議長。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	まず、小吉議員のご質問にお答えをいたしますが、こういったご要望とそれから利用がなかなかなされていないという状況もございまして、全員協議会等でもご説明したように、用途廃止をしたいというようなお申出をしたところでございます。ご希望があられるという情報もありますが、公募してみなければなかなか私どもも分かりませんので、まずは有効にこの町の資産を活用するために、本条例案を上げたところでございますのでご理解賜りますようによろしく申し上げます。
○8番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8番、小吉議員。
○8番 小吉議員	このふれあい広場全体ですよ、私が記憶する中では、おそらく旧田代町時代のこのふれあい広場じゃなかったのかなと推測するわけでございますけれども、今、このふれあい広場がもう何十年ばっかりなっているのかですね、それと、おそらくこれだけ高齢化率が進んでですね、今、池田議員の中でもありましたけれども、新田の方の活用がされてないというような感じでございますけれども、過去には小さなところもゲートボールをしたりですよ、地域の集落の拠点、集まりの拠点というような感じで、私、散見したわけでございますけれども、現在の大ざっぱでいいですけども、現在の使用状況かれこれですよ、そのこのところはどうか。よろしくどうぞ。
○川路支所 長	はい。
○浪瀬議長	川路支所長。
○川路支所 長	ただいまのご質問にお答えいたします。地域福祉ふれあい広場は平成3年から平成6年にかけてまして町内7回、田代地区内の7か所に整備されております。大体もう30年を超えた状況でございます。麓地区福祉ふれあい広場もございましたが、国道の拡幅によりまして廃止した経緯もございます。 そのほか現在6か所あるわけなんです、川原地区福祉ふれあい広場、それから鶴戸野地区につきましては、グラウンドゴルフなりゲートボールで利用されておりますが、その他のふれあいの場につきましては、やはり地域の少子高齢化等もありまして、ちょっと利用が低い状況でございますので、もしほかの用途に、また、払下げ等の要望がありましたら、総合的に判断しながら検討していく予定でございます。以上です。

○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 61 号、錦江町地域福祉ふれあい広場の条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 61 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 61 号、錦江町地域福祉ふれあい広場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	<p>日程第 16 認定第 1 号</p> <p>日程第 17 認定第 2 号</p> <p>日程第 18 認定第 3 号</p> <p>日程第 19 認定第 4 号</p> <p>日程第 20 認定第 5 号</p> <p>日程第 21 認定第 6 号</p> <p>日程第 22 認定第 7 号</p>
○浪瀬議長	日程第 16、認定第 1 号、令和 6 年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 17、認定第 2 号、令和 7 年度錦江町令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 18、日程認定第 3 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 19、認定第 4 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 20、認定第 5 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 21、認定第 6 号、令和 6 年度錦江町水道事業特別会計決算の認定について、第 22、認定第 7 号、令和 6 年度錦江町農業集落排水事業特別会計決算の認定についての 7 件を一括議題とします。各件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>認定第 1 号から認定第 7 号までの提案理由についてご説明申し上げます。</p> <p>認定第 1 号から認定第 7 号までの各会計の決算認定議案につきましては、議会の認定に付するための全ての手続が終わりましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、本会議に提案するものでございます。</p> <p>認定第 1 号、令和 6 年度錦江町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳</p>

入総額は88億523万6,000円、歳出総額は85億8,877万6,000円となり、歳入で対前年度比9億8,20044万円、12.6%の増、また、歳出で9億5,881万1,000円、同じく12.6%の増となりました。決算収支の状況を見ますと、歳入歳出差引き額は2億1,646万1,000円、翌年翌年度へ繰り越すべき財源は4,444万1,000円で、実質収支額は1億7,201万9,000円となっております。また前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2,845万8,000円の黒字、積立金への積立額及び取崩額を加えた実質単年度収支は1億564万8,000円の赤字となっております。

認定第2号、令和6年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は13億3,214万4,000円、歳出総額は12億2,540万6,000円となり、歳入歳出差引き額は1億673万9,000円となりました。国民健康保険事業は、保険税負担と国・県からの交付金、補助金、繰入金で医療費を賄う制度であり、これらに伴います歳入及び歳出となっております。

認定第3号、令和6年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は1億4,912万4,000円、歳出総額は1億4,862万3,000円となり、歳入歳出差引き額は50万2,000円となりました。後期高齢者医療制度の運営に当たりましては、広域連合と市町村は、運営に係る事務を分担して行うよう定められており、これらに伴います歳入及び歳出となっております。なお、歳入は保険料、歳出は広域連合への保険料納付金はその大部分を占めております。

認定第4号、令和6年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は、12億9,717万6,000円、歳出総額は12億5,477万7,000円で、歳入歳出差引き額は、4,240万1,000円となりました。歳出は、保険給付費に関するものが、11億4,980万9,000円で、総額の約91.6%となっております。

認定第5号、令和6年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は847万6,000円、歳出総額は834万5,000円で、歳入・歳出差引額は13万2,000円となりました。歳入・歳出ともに、要支援1・2の方のケアプラン作成に関わるものとなっております。

認定第6号、令和6年度錦江町水道事業特別会計決算につきましては、経常利益は594万1,000円、経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は328万5,000円となりました。水道事業は、鹿児島県の認可を受けた3つの簡易水道事業を一元的に管理運営するものであり、これに伴います収益及び費用となっております。

	<p>認定第7号、令和6年度錦江町農業集落排水事業特別会計決算につきましては、経常利益、並びに当年度純利益とともに、862万8,000円となりました。農業集落排水事業は、麓地区内に設置している農業集落排水施設を管理・運営するものであり、これらに伴います収益及び費用となっております。</p> <p>以上、各会計決算の概要をご説明いたしましたが、詳細につきましては、決算特別委員会の際に各主管課長から説明させていただきますので、認定していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。お諮りします。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号までの7件については、議長と議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	<p>異議なしと認めます。したがって、認定第1号、令和6年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、令和6年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和6年度錦江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和6年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和6年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和6年度錦江町水道事業特別会計決算の認定について、認定第7号、令和6年度錦江町農業集落排水特別会計決算の認定についてまでの決算認定に関する7件については、議長と議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査をすることに決定しました。</p> <p>決算審査特別委員会は委員長及び副委員長の互選を行います。そのため、本日の本会議散会后、決算審査特別委員会を委員会室に招集します。互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで解散します。次の本会議は4日でありますので、申し添えておきます。</p>
	散会 12:03